

令和5年度 地方創生臨時交付金 活用事業

新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰などによる影響を踏まえ、地域の実情に応じて必要な事業が実施できるよう創設された交付金です。
令和5年度に実施した主な事業についてお知らせします。
☎ 企画商工課地域振興対策室 ☎ 56-2124

新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するほか、各事業者の事業継続や雇用継続等への対応、ポストコロナに向けた地域経済の発展・好循環を実現して地方創生を図るための交付金です。

物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金

エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るための交付金です。「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」への対応として追加で創設されました。

令和5年度実施事業

総事業費
4,443万4千円

臨時交付金
交付決定額 **3,973万円**

※うち111万6千円は令和6年度
に繰り越し

地方公共団体への交付額は、感染状況や財政規模、人口などから算定された合計額とされています。低所得世帯への支援については、該当する世帯数を基に算出されています。

新型コロナウイルス感染症対応

- ▶ 事業数：10事業
- ▶ 総事業費：2,293万1千円
- ▶ 交付決定額：1,853万6千円

【事業種別ごとの経費】

- ① 村民の暮らしの支援：1,429万2千円
- ② 地域経済の支援：336万3千円
- ③ 教育環境の整備：527万6千円

【交付決定額の内訳】

- ① 低所得支援枠：529万8千円
- ② 物価高騰支援：1,101万7千円
- ③ 新型コロナ感染症対応通常分：221万1千円

物価高騰対応重点支援

- ▶ 事業数：5事業
- ▶ 総事業費：2,150万3千円
- ▶ 交付決定額：2,119万4千円

【事業種別ごとの経費】

- ① 低所得世帯への支援：1,716万円
- ② 地域経済・村民の暮らしの支援：434万3千円

【交付決定額の内訳】

- ① 低所得支援枠：1,239万7千円
- ② 地域経済・村民の暮らしの支援：433万1千円
- ③ 定額減税・一体支援枠：446万6千円

主な活用事業《全15事業より抜粋》

① 村民の暮らしの支援

- ▶ 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業費：474万円

子育て世帯への経済支援として、村内子育て世帯に対し0歳から大学生までの子1人につき3万円を給付

- ▶ 占冠村商工業等消費振興活性化事業（プレミアム商品券）
事業費：783万8千円

住民生活の支援や地域活性化を目的に毎年実施している占冠村プレミアム商品券事業（夏・冬）において、本交付金を事業費の一部に充当

② 地域経済の支援

- ▶ 配給飼料価格高騰緊急特別対策
事業費：182万4千円

配給飼料価格の高騰に直面する村内畜産農家に対し、飼料購入費の一部を支援



③ 教育環境の整備

- ▶ 学校保健特別対策事業
事業費：487万3千円

村内学校における感染症拡大対策および熱中症防止のため、各学校の保健室等に換気機能付きエアコンを設置



後期高齢者医療制度のお知らせ ~交通事故などにあったとき~

交通事故など、第三者（加害者）の行為によってケガや病気をした場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。なおこの場合、後期高齢者医療が医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

必ず届け出を！ ~役場住民課後期高齢者医療担当で速やかに手続きをお願いします~

《必要なもの》

- 保険証
- 印鑑
- 交通事故証明書（交通事故の場合）※後日でも可

※交通事故の場合、警察（自動車安全運転センター）から発行される「交通事故証明書」が必要となりますので、必ず警察にも届け出てください。



交通事故以外でも届け出が必要です！

- 他人の飼い犬などにかまれてケガをしたとき
- 食中毒になったとき
- 傷害事件によりケガをしたとき

医療機関を受診する際

医療機関を受診する際には、必ず第三者行為によるものであることを伝えてください。



示談の前に相談を

加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると後期高齢者医療が使えなくなることがありますので、示談の前に必ず役場住民課後期高齢者医療担当にご相談ください。

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 011-290-5601 住民課後期高齢者医療担当 56-2122

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助けるための手当です。次のいずれかの要件に該当する児童を養育している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方が対象となります。

【要件】

- ・ 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ・ 父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- ・ 父または母に重度の障がいのある児童
- ・ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

《支給制限》

- ▶ 児童が施設に入所しているとき
- ▶ 受給者または児童が公的年金を受けているとき
- ▶ 前年分の所得が一定額以上あるとき など

特別児童扶養手当

身体や精神に一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を養育している家庭の生活の安定と、児童の健やかな成長を助けるための手当です。

《支給制限》

- ▶ 前年分の所得が一定額以上あるとき
- ▶ 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ▶ 児童が施設に入所しているとき

受給者の方は、令和6年8月1日から同月31日までに役場に来庁して「**現況届**」を提出する必要があります。

また、支給開始月から5年を経過する予定の方とすでに5年以上経過した方は、「**一部支給停止適用除外事由届**」を併せて提出してください。

対象となる方には個別に案内文書を送付していますのでご確認ください。なお、提出がない場合は、手当額の一部または全部が停止される場合がありますのでご注意ください。

受給者の方は、9月11日（水）までに「**所得状況届**」を提出する必要があります。対象となる方には8月中旬に案内文書をお送りしますので、忘れずに提出してください。

申請書等提出先：福祉子育て支援課子育て支援室 または **トマム支所**

☎ 福祉子育て支援課子育て支援室 ☎ 56-2125